

諸外国の性的姿態の撮影行為等を処罰する規定（仮訳）

- ・ アメリカ（連邦）
 - （カリフォルニア州）
 - （ワシントン州）
 - （バージニア州）
- ・ イギリス
- ・ フランス
- ・ ドイツ
- ・ 韓国
- ・ カナダ

合衆国法典

第18編 犯罪及び刑事手続

第1部 犯罪

第88章 プライバシー

第1801条（ビデオ窃視罪）

合衆国の特別海事及び領域的裁判管轄権内において、個人の同意なしに、その個人がプライバシーの合理的な期待を抱く状況の下において、その個人の私的な部分の画像を撮る意図をもって、故意にそのような行為に及んだ者は、本編に基づき罰金刑若しくは1年以下の拘禁刑又はその両方の刑に処せられるものとする。

本条において

画像に関して、「撮る」とは、ビデオテープで録画し、写真を撮影し、フィルムで撮影し、あらゆる手段で記録し、又は放送することを意味し

「放送する」とは、1人又は複数の者に視聴させる意図をもって、視覚的画像を電子的に送信することを意味し

「個人の私的な部分」とは、その個人のむき出しの又は下着を着用した性器、陰部、臀部若しくは女性の乳房を意味し

「女性の乳房」とは、乳頭より下の女性の乳房の部分の意味し、かつ

「個人がプライバシーの合理的な期待を抱く状況の下」とは

- (A) 通常人が、個人の私的な部分の画像が撮られることを心配することなく、ひそかに衣服を脱ぐことができると信じる状況、又は
- (B) 通常人が、個人が公共の場所にいるか、私的な場所にいるかにかかわらず、個人の私的な部分が公衆に見えないと信じる状況

を意味する。

本条は、適法な法執行、矯正、又は諜報活動を禁止するものではない。

刑法

第15編 諸罪

第2章 その他の罪

第647条

本条(b)(5)又は(k)に定める場合を除き，次に掲げる行為に及んだ者は，軽罪である治安紊乱行為で有罪となる。

～ （略）

所有者又は居住者との間に明白な又は適法な用件がないのに，いつであるかを問わず，他人の私有地を徘徊し，うろつき，又はさまよいながら，現住建造物又は構造物のドア又は窓からのぞき見た者。

内部にいる1人又は複数人のプライバシーを侵害することを意図して，潜望鏡，望遠鏡，双眼鏡，カメラ，映画用カメラ，VTR一体型ビデオカメラ，携帯電話，電子機器，無人航空機を含むがこれらに限定されないあらゆる手段によって，寝室，浴室，更衣室，試着室，化粧室，日焼け用ブースの内部，又は使用者がプライバシーを合理的に期待できる領域の内部を，穴又は開口部を通してのぞき，又は別の方法で見た者。本項は，通貨又は他の流通証券を計算するために使用される民間企業の領域には適用されない。

身体又は下着を見る目的で，隠匿されたVTR一体型ビデオカメラ，映画用カメラ，又はあらゆる種類の写真カメラを使用して，識別可能な他人を，衣服の下から又は衣服越しに，その者の同意又は認識なく，ひそかに，録画し，フィルム撮影し，写真撮影し，電子的方法により記録した場合であって，自らの色欲，情欲，又は性的欲望を喚起し，これらの欲望に訴え，又は満足させるとともに，プライバシーを合理的に期待できる状況下にある他人のプライバシーを侵害する意図を有していた場合。本項において，「識別可能な」とは，特定が可能であること又は認識され得ることをいい，被害者自身を含む誰かが，被害者を特定又は認識可能であることを意味する。実際に，被害者の素性が明らかになる必要はない。

(A) 隠匿されたVTR一体型カメラ，映画用カメラ，又はあらゆる種類の写真カメラを使用して，寝室，浴室，更衣室，試着室，化粧室，日焼け用ブースの内部，又はプライバシーの合理的期待を有するその他の領域内にいる，衣服の全部又は

一部を脱いだ状態にあるかもしれない識別可能な他人を、その身体又は下着を見る目的で、その者のプライバシーを侵害する意図をもって、その者の同意又は認識なく、ひそかに、録画し、フィルム撮影し又は電子的方法により記録した者。本項において、「識別可能な」とは、特定が可能であること又は認識され得ることをいい、被害者自身を含む誰かが、被害者であると特定又は認識可能であることを意味する。実際に被害者の素性が明らかになる必要はない。

- (B) 次に掲げる場合のいずれについても、本項で定める罪に対する抗弁とならない。
- (i) 被告人が、被害者の同居人、家主、借用者、共同借用者、雇用者、従業員、ビジネスパートナー、同僚又はこれらの代理人であること。
 - (ii) 被害者が衣服の全部又は一部を脱いでいなかったこと。
- (A) 識別可能な他人の1か所若しくは複数箇所の秘部の画像、描かれた者が性交、肛門性交、口腔性交若しくは性的挿入を行っている画像、描かれた者自身の又は他人がかかわる自慰行為の画像を、描かれた者らの内密にされるとの同意又は理解がある状況下において、故意に流布し、かつ、画像の流布者が、当該画像の流布が深刻な精神的苦痛をもたらすことを知り又は知るべきであったといえ、実際に、描かれた者がそのような精神的苦痛を被った場合。
- (B) 行為者が個人的に画像を流布し、流布するよう手配し、格別に依頼し、又は意図的に他人が流布するようにさせた場合には、(A)に掲げる故意の流布に当たる。
- (C) この項において「秘部」とは、性器、肛門のあらゆる部分を意味し、女性の場合は、衣服で覆われていないか、衣服を通して透けて見える、乳輪から下の胸部のあらゆる部分を含む。
- (D) 次に掲げる場合には、(A)に定める画像を流布させる行為は本項の違反ではない。
- (i) 流布が違法行為の通報の過程で行われる場合。
 - (ii) 流布が召喚令状に従って又は法的手続に利用される裁判所の命令に従って行われる場合
 - (iii) 流布が適法な公的手続の過程で行われる場合。
- この規定は、より重い処罰を定める法の規定に基づく処罰を妨げない。
- (j)の2回目以降の違反については、郡刑務所における1年以下の拘禁刑若しくは2000ドル以下の罰金刑に処し、又はこれらを併科する。
- (j)の違反の被害者が犯罪行為の当時未成年であった場合には、その違反については、1年以下の拘禁刑若しくは2000ドル以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。
- (略)

ワシントン州法典

第9編 ワシントン州刑法

第9A.44章 性犯罪

第9A.44.115条（窃視罪）

本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「秘部」とは、人の身体のあらゆる部分又は下着であり、衣服で覆われ、かつ、公衆の目からの保護が意図されたものをいう。

「写真撮影」又は「フィルム撮影」とは、写真、映画フィルム、ビデオテープ、デジタル画像の作成又はその他の人の画像の記録又は送信行為をいう。

「人がプライバシーの合理的期待を抱く場所」とは、次に掲げるものをいう。

- (i) 通常人が、写真撮影又はフィルム撮影されることを心配することなく、ひそかに衣服を脱ぐことができると信じるであろう場所、又は
- (ii) 人が、偶発的又は敵意ある侵入又は監視をされないと合理的に期待することのできる場所

「監視」とは、他人のプライバシーを探り出し、プライバシーを侵害する意図で、他人の活動をひそかに観察することをいう。

「視認」とは、肉眼で、又は視力を向上させるよう設計又は意図された機器を使用して、偶然あるいはぞんざいな方法によるものではなく、短時間にとどまらずに人を意図的に見る行為をいう。

何人かの性的欲望を刺激し、又は満足させる目的で、次に掲げるものを故意に視認し、写真撮影し、又はフィルム撮影した者には、第1級窃視罪が成立する。

- (i) 視認され、写真撮影され、又はフィルム撮影された際に、プライバシーの合理的期待を抱く場所にいる他人であって、認識及び同意のない者、又は
- (ii) 認識及び同意のない者であり、公共の場所であろうと私的な場所であろうと、プライバシーの合理的期待を抱く状況下にあった者の秘部

第1級窃視罪はC級重罪である。

撮影した写真又はフィルムを配布又は流布する意図をもって、人の秘部を写真撮影又はフィルム撮影する目的で、公共の場所であろうと私的な場所であろうと、プ

ライバシーの合理的な期待を抱く状況下にある他人を、その者の認識及び同意なく、故意に写真撮影し、又はフィルム撮影した者には、第2級窃視罪が成立する。

第2級窃視罪は重い軽罪（gross misdemeanor）である。

第2級窃視罪は、本章に規定された量刑又は性犯罪者登録の対象となる性犯罪ではない。

本条の規定は、矯正局職員、地域の刑務所若しくは矯正施設の職員が、保安目的で行った、又は矯正局、地域の刑務所若しくは矯正施設に拘束された者に対する非違行為の疑いの捜査として行った視認、写真撮影、又はフィルム撮影には適用されない。

人が、本条の規定に違反して有罪判決を受けた場合、裁判所は、本条の規定に違反して作成された、写真、映画フィルム、デジタル画像、ビデオテープ、その他画像の記録の破壊を命じることができる。

第 9A.86 章 私的画像の公表

第 9A.86.010 条（私的画像の公表罪）

他人の私的な画像を故意に公表し、その画像を公表する者が

当該画像が内密のままにされると通常人が知り又は理解するであろう状況下において、当該画像を入手し

被写体とされた者が公表に同意していないことを知っており、又は知っているべきであり

公表行為が、被写体とされた者に対して害を及ぼすことを知っており、又は知っているべきであった

場合には、私的画像の公表罪を犯したものとする。

18 歳に満たない者は

故意に、かつ悪意をもって、他人の私的画像を公表し

当該画像が内密のままにされると通常人が知り又は理解するであろう状況下において、当該画像を入手したものであり、かつ

被写体とされた者が公表に同意していないことを知っており、又は知っているべきであった

ものでない限り、私的画像の公表罪により有罪とされない。

本条の規定は、次に掲げる場合には、適用されない。

公然と行われた又は商業的環境の下での任意の露出に関する画像；又は

違法行為の通報，法執行機関の適法かつ一般的業務，犯罪通報，法的手続，医療行為を含むがこれらに限定されない公共の利益のために行われた公表

本条の規定は，専ら他人によるコンテンツ提供の結果として，次に掲げる者らに対して責任を負わせるものではない。

合衆国法典第 47 編第 230 条(f)(2)に規定する対話型コンピュータサービス事業者
ワシントン州法典第 82.4.065 に規定する携帯電話事業者
通信ネットワーク事業者又は放送事業者

被告人が未成年者の家族であり，当該未成年者の画像を他の家族又は友人に対して公表するにあたって，害を及ぼすこと又は嫌がらせをすることを意図していなかったことは，本条の違反に対する積極的抗弁となる。

本条において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

「公表」には，通信ネットワーク設備を通じて又はコンピュータにプログラムやデータを転送する他の手段を通じて電磁的描写を配布又はダウンロードできるようにすることのみならず，転送し，公開し，流布することを含む。

「私的な画像」とは，写真，映画フィルム，ビデオテープ，デジタル画像その他の他人の記録又は通信であり，当該他人が画像そのものから又は画像と共に表示された若しくは画像と関連づけられた情報から識別可能であり，私的環境の下で撮影され，公的な関心事に関するものでなく

() ワシントン州法典第 9A.44.010 条に規定された性交を含む性的行為，自慰行為，
又は

() 裸であるか不透明な衣服越しに見えるものであるかを問わず，性器，陰部，肛門，思春期後の女性の乳首を含む，当該他人の体の私的な部位
を描写したものをいう。

私的画像の公表罪は

初犯の場合は，重い軽罪とし

被告人が一以上の私的画像公表の前科を有する場合には，C 級重罪とする。

(略)

バージニア州法典

第18編 犯罪と罪一般

第5章 財産に対する罪

第5節 不動産に対する侵入

第18.2-130条 住居又は囲いをのぞき見又は見張る罪

- A 何人も、他人の所有地に侵入し、恒久的に敷地に配置されているか移動可能なものか、占有が永続的なものか一時的なものかを問わず、建物、構造物、その他性質の如何を問わない囲いで住居として占有され又は住居として占有することが意図されているものに対し、窓、ドア、その他の隙間から若しくはそれらを通して、ひそかに若しくはこっそりとのぞき見、見張り、若しくはそのように試み、又は自身が所有し他人に賃貸する土地に侵入し、占有者のプライバシーに対する合理的期待に背くであろう状況下において、正当な理由なく、同様の行為に及べば、不法となる。
- B 何人も、裸、下着姿、又は服を脱いだ状態で性器、陰部、臀部又は女性の乳房を露わにし、同意をしていない者を視認する目的で、そのような者がプライバシーの合理的期待を有する状況下において、化粧室、更衣室、ロッカールーム、ホテルの部屋、モーテルの部屋、日焼け用ベッド、日焼け用ブース、寝室その他の場所に対し、のぞき穴又はその他の隙間を利用して、ひそかに又はこっそりとのぞき見、見張り、若しくはそのように試みる行為に及べば、不法になる。
- C 本条の規定は、適法な刑事事件の捜査、又は矯正職員、地方若しくは地域の刑務所職員が、保安目的で、若しくは、矯正局、地方若しくは地域の刑務所に拘束された者に対する不正行為の疑いに対する捜査の過程で監視を行う場合には適用されない。
- D 本条において、「のぞき穴」とは、人が内部を見ることができる穴、ひび、その他の類似する開口部を意味する。
- E 本条の違反は第1級軽罪である。

第18.2-130.1条 電子機器により住居又は居住用建物をのぞき見又は見張る罪；刑罰

何人も、認識及び意図をもって、他人の所有地に電子機器を忍ばせ、恒久的に敷地に配置されているか移動可能なものか、占有が永続的なものか一時的なものかを問わず、建物、構造物、その他住居として占有され又は住居として占有することが意図されてい

る囲いの、窓、ドア、その他の建物の隙間から若しくはそれらを通して、ひそかに若しくはこっそりと覗き見、見張り、若しくはそのように試み、又は自身が所有し他人に賃貸する土地に対して、占有者のプライバシーに対する合理的期待に背くであろう状況下において、正当な理由なく、同様の行為に及べば、不法となる。本条の違反は第1級軽罪である。本条は、適法な刑事事件の捜査に対しては適用されない。

第8章 道徳と品位に関わる犯罪

第5節 わいせつ及び関連する犯罪

第18.2-386.1条 他人画像不法作成罪；刑罰

A 何人も、

() 化粧室、更衣室、ロッカールーム、ホテルの部屋、モーテルの部屋、日焼け用ベッド、日焼け用ブース、寝室その他の場所で、人が裸、下着姿、又は服を脱いだ状態で性器、陰部、臀部又は女性の乳房を露わにしているとき、又は

() 人の秘部又は下着が公衆から見えない場合において、ビデオ映像又は静止画像が、人の秘部若しくはそうした部分を覆う下着を撮影する目的で、レンズ又は記録機器の画像収集部分を人の脚の真下又は脚の間に配置することによって作成されたときで

かつ、() 又は() に示された状況が、被写体とされた者においてプライバシーの合理的期待を抱くものであるときは、いかなる手段であっても、同意していない者のビデオ映像又は静止画像を、認識及び意図をもって作成すれば、不法となる。

B 本条の規定は、いかなる手段で作成されたものであっても、() 適法な捜査に従って法執行官が作成した、若しくは() 矯正職員、地方又は地域の刑務所職員が、保安目的、矯正局若しくは地方若しくは地域の刑務所に拘束された者に対する不正行為の疑いの捜査の目的で作成したビデオ映像又は静止画像、又は第19.2編第6章に規定する録画又はフィルム撮影の結果として作成した正当な会話の録音に対しては、適用されない。

C A項の違反は第1級軽罪として処罰される。

D 同意のない18歳未満の被害者に関するA項の違反は第6級重罪として処罰される。

E 有罪判決を受けた令状、略式起訴状又は起訴状において主張され、事件を審理する裁判所又は陪審員により直近10年以内に本条の定める2以上の犯罪で訴追されたと認定され、それらの違反行為が別々の日に発生し、それらの違反行為が共通の行為、取引又は計画の一部ではなく、各有罪判決の間、第53.1-151条に掲げる釈放された

状態でいた場合，その者は第6級重罪で有罪とする。

第 18.2-386.2 条 他人画像不法流布又は販売罪；刑罰

- A 何人も，いかなる手段で作成されたものであれ，裸，又は服を脱いだ状態で性器，陰部，臀部，女性の乳房を露出した状態の他人のビデオ映像又は静止画像を，強要し，嫌がらせをし，又は威嚇する意図で，悪意を持って流布し又は販売し，かつ，流布させることの許諾又は許可がないことを知っており，又は知っているべき理由がある場合には，第1級軽罪で有罪となる。本項において，「他人」には，実際の人物を描く意図でビデオ映像又は静止画像を作成し，改変し，又は修正するにあたって画像を使用され，かつ，その人物の顔，外観その他の特徴に照らして実際の人物と認識可能である者を含む。
- B 行為者が，本条に定める禁止行為に及ぶ際に，インターネットサービス事業者，電子メールサービス事業者，その他の情報サービス事業者，システム，複数のユーザによるコンピュータサーバへのアクセスを提供し又はアクセスすることを可能にするアクセスソフトウェア事業者のサービスを使用した場合，そのような事業者は，他人が提供したコンテンツのために本条違反の責任を負わない。
- C (略)
- D 本条の規定は，他の規定による起訴を排斥するものではない。

2003 年性犯罪法

第1部 性的犯罪

その他の罪

第67条（窃視）

1 人が

性的満足を得る目的で、他人の私的行為を観察し、かつ
当該他人が性的満足のために観察されることに同意していないことを知っていた
場合は、本条の罪が成立する。

2 人が

第三者（B）が私的行為に及ぶ様子を、他人が性的満足を得る目的で観察するこ
とができるようにする意図で、機器を操作し、かつ
当該意図で機器を操作することにBが同意していないことを知っていた
場合は、本条の罪が成立する。

3 人が

他人（B）が私的行為に及ぶ様子を記録し、
当該行為が、自己又は第三者が性的満足を得る目的で、Bの私的行為を観察する
意図の下で行われたものであり、かつ
当該意図で記録することにBが同意していないことを知っていた
場合は、本条の罪が成立する。

4 自己又は第三者が第1項に規定する罪を犯すことができるようにする意図で、機器
を設置し、構造物若しくはその一部を構築又は改造した場合は、本条の罪が成立する。

5 本条の罪で有罪宣告を受けた者は、

略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科
正式起訴の場合は、2年以下の拘禁刑
に処せられる。

第67条A（窃視：追加の犯罪）

1 人（A）が

他人（B）の着衣の下で機器を操作し

A又は他人（C）が，第三項に規定する目的で，状況に照らして本来見ることができない

(i) Bの性器若しくは臀部（露わになつていようと下着で覆われていようと），又は

(ii) Bの性器若しくは臀部を覆う下着を観察することを可能にする意図で当該行為に及び，かつ

(i) Bの同意なく，かつ

(ii) Bが同意していると合理的に信じることなく

当該行為に及んだ場合には，本条の罪が成立する。

2 人（A）が

他人（B）の着衣の下で画像を記録し

その画像が，状況に照らして本来見ることができない

(i) Bの性器若しくは臀部（露わになつていようと下着で覆われていようと），又は

(ii) Bの性器若しくは臀部を覆う下着を写したものであり，

A又は他人（C）が，第三項に規定する目的で，当該画像を見るであろうとの意図の下，行ったものであり

(i) Bの同意なく，かつ

(ii) Bが同意していると合理的に信じることなく

当該行為に及んだ場合には，本条の罪が成立する。

3 第1項又は第2項に規定する目的は

(i) 性的満足を得る目的（A又はCにとって）

(ii) Bに対し，恥をかかせ，不安にさせ，又は心痛を与える目的である。

4 本条の罪で有罪宣告を受けた者は，

略式起訴の場合は，12月以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科

正式起訴の場合は，2年以下の拘禁刑

に処せられる。

5 （略）

第68条（窃視：解釈）

1 第67条において，人が，状況上，プライバシーが与えられることが合理的に期待さ

れる場所において

性器，臀部若しくは胸部を露出し，又はこれらが下着のみで覆われており

トイレを使用しており，又は

通常公共の場では行われぬ種類の性的行為を行っている

場合には，その者は，私的行為に及んでいるものとする。

1 A 第 67 条又は第 67 条 A に規定する「機器を操作する」行為には，情を知らない第三者による起動を可能とし又は起動を確保する行為が含まれる。

2 第 67 条に規定する「構造物」には，テント，車両，船舶その他一時的な又は移動可能な構造物を含むものとする。

○ 刑法

* 以下各条文の括弧内の条見出しは、法文にはないが、便宜上付したものである。

第2部 人に対する重罪及び軽罪

第2編 人に対する侵害

第5章 人格に対する侵害

第1節 私的生活に対する侵害

第226-1条（私的生活の侵害）

- 1 次に掲げる何らかの手段を用いて、他人の私的生活の内奥を故意に侵害する行為は、1年の拘禁刑及び4万5000ユーロの罰金刑に処する。
 - 一 私的又は秘密なものとして話された言葉を、その者の承諾を得ないで、傍受し、録音し、又は伝達すること
 - 二 私的な場所にいる人の姿態を、その者の承諾を得ないで、撮影し、録画し、又は伝達すること
 - 三 方法のいかんを問わず、即時の又は記録された人の位置情報を、その者の承諾を得ないで、傍受し、記録し、又は伝達すること
- 2 前項第1号及び第2号に規定する行為が、当該他人の面前で実行され、その者がその行為に対抗し得たにもかかわらず対抗しなかった場合には、その者の承諾があったものと推定される。
- 3 第1項に規定する行為が、未成年者に対して実行された場合、その承諾は親権者によるものでなければならない。
- 4 行為が被害者の配偶者若しくは内縁関係にある者又は被害者の民事連帯協約の相手方により実行された場合、2年の拘禁刑及び6万ユーロの罰金刑に処する。

第226-2条（私的秘密の暴露）

- 1 第226-1条に規定する行為の一によって得られたあらゆる記録又は文書を保持し、公衆若しくは第三者に認識させ、若しくは認識されるがままにし、又は方法のいかんを問わずこれを利用する行為は、同一の刑に処する。
- 2 前項に規定する軽罪が、文字又は音声及び映像による報道を手段として実行されたときは、責任者の確定に当たっては報道を規制する法律の特別規定を適用する。

第 226-2-1 条（性的会話・性的姿態に対する侵害）

- 1 第 226-1 条及び第 226-2 条に規定する軽罪が、公共の場所又は私的な場所において、性的性質を有する言葉又は姿態に対して行われた場合、その刑は、2 年の拘禁刑及び 6 万ユーロの罰金刑とする。
- 2 本人の明示的又は黙示の承諾を伴い、又は本人自身による、第 226-1 条に規定する行為の一により得られた性的性質を有する言葉又は姿態についてのあらゆる記録又は文書を、流布することにつき本人の承諾を得ることなく公衆又は第三者に認識させたときは、同一の刑に処する。

第 226-3 条（盗聴装置の無許可製造等）

- 1 以下に掲げる場合、5 年の拘禁刑及び 30 万ユーロの罰金刑に処する。
 - 一 第 226-15 条第 2 項に規定する犯罪に該当し得る行為の実行を可能にする性質を有し、又は遠隔地で会話を探知するために考案されたものであって、第 226-1 条に規定する犯罪の実行を可能にし、若しくは刑事訴訟法第 706-102-1 条及び国内安全法第 L853-2 条に規定された情報資料の傍受を目的とするものであって、かつ、国務院（コンセイユ・デタ）の議を経たデクレに定められた要件に従い作成された一覧表に記載されている機器若しくは技術的装置につき、同デクレにより付与の要件が定められた大臣の許可を得ず、又は同許可により定められた条件を遵守せずに（懈怠による場合を含む。）、製造、輸入、所持、陳列、提供、賃貸又は販売すること
 - 二 第 226-1 条及び第 226-15 条第 2 項に規定する犯罪の実行を可能にし得る機器又は技術的装置について宣伝する行為であり、それらの犯罪の実行を扇動する宣伝に当たる場合又は刑事訴訟法第 706-102-1 条及び国内安全法第 853-2 条に規定された情報資料の傍受を目的とするものであって、かつ、不正使用を行うことを扇動する宣伝に当たるとき
- 2 本条は、国防法第 L1332-1 条に掲げる行為者であって、その公共電子通信網の開発活動のために指定された者による、郵便・電子通信法第 2 部第 1 編第 2 章第 7 節の適用による首相の許可に従った機器の所持又は取得には適用されない。

第 226-15 条第 2 項は、通信の秘密の侵害に係る処罰規定である。

「デクレ」とは、共和国大統領又は首相によって署名された、一般的効力を有する又は個別的効力を有する執行的決定であり、「国務院（コンセイユ・デタ）の議を経たデクレ」とは、国務院の意見を聞いた後に採択されるデクレである。

第 226-3-1 条（窃視）

- 1 衣服を身に着け，又は閉ざされた場所にいることにより第三者の視線から隠された人の性的部位を見るためにあらゆる手段を用いて行われる行為が，その者に認識されない間に，又はその者の承諾なく行われたときは，1年の拘禁刑及び1万5000ユーロの罰金刑に処する。
- 2 第1項に定める行為は，以下の場合には，2年の拘禁刑及び3万ユーロの罰金刑に処する。
 - 一 職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したとき
 - 二 未成年者に対して実行したとき
 - 三 年齢，疾病，身体障害，身体的若しくは精神的な欠陥又は妊娠によって著しく脆弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して実行したとき
 - 四 正犯又は共犯として行動する数人が実行したとき
 - 五 多数の旅客の輸送に用いられる乗物内又は多数の旅客を輸送する手段を用いるに際して利用する場所で実行したとき
 - 六 姿態を撮影し，記録し，又は伝達したとき

第 226-5 条（未遂罪）

本節に規定する犯罪の未遂罪は，既遂と同一の刑に処する。

刑法

第15章 私的な生活領域及び秘密領域に対する侵害

第201条a（録画による高度に私的な生活領域の侵害）

- 1 以下の者は、2年以下の自由刑又は罰金に処する。
 - 一 権限なく、住居又は中が見られないように特に保護された空間にいる他の者の録画を製作し又は中継することにより、これにより高度に私的なその生活領域を侵害した者
 - 二 権限なく、録画されることに無防備な他の者の録画を製作し、又は中継することにより、高度に私的なその生活領域を侵害した者
 - 三 1号又は2号に定める行為により行われた録画を使用し、又は第三者に認識し得る状態にした者
 - 四 1号又は2号に規定された性質の録画が権限の下に製作された場合に、権限がないことを知りながら、権限なく、それを第三者の認識し得る状態にし、これにより被撮影者の高度に私的な生活領域を侵害した者
- 2 権限なく、録画された者の名声を著しく侵害するのに適した他の者の録画を第三者に認識し得る状態にした者は、前項と同一の刑に処する。
- 3 18歳未満の者を対象とする裸体の録画を
 1. 第三者に有償で取得させる目的で製作若しくは提供し、又は
 2. 有償で取得し、又は第三者に取得させた者は、2年以下の自由刑又は罰金に処する。
- 4 1項3号又は4号が併せて適用される場合も含めた1項2号、2項及び3項は、主たる正当な利益、とりわけ美術、学問、研究、教育、目下の出来事に関する報道、歴史又は類似の目的に役立つ行為には適用されない。
- 5 正犯又は共犯が利用した録画媒体若しくは録画機材又はその他の技術的手段は没収することができる。第74条aが適用されるものとする。

○ 性暴力犯罪の処罰等に関する特例法

第12条（性的目的による多衆利用場侵入行為）

自己の性的欲望を満足させる目的で、トイレ、沐浴場・沐浴室又は発汗室、母乳授乳室、脱衣場等の多衆が利用する多衆利用場に侵入したり、同場において、退去の要求を受けて応じない者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

第14条（カメラ等を利用した撮影）

- 1 カメラその他これに類する機能を備えた機械装置を用いて性的欲望又は羞恥心を誘発することができる人の身体を撮影対象者の意思に反して撮影した者は、7年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。
- 2 第1項の規定による撮影物又は複製物（複製物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を頒布・販売・賃貸・提供又は公然と展示・上映（以下「頒布等」という）した者、又は第1項の撮影が撮影当時は撮影対象者の意思に反しない場合（自分の身体を直接撮影した場合を含む）においても、事後にその撮影物又は複製物を撮影対象者の意思に反して頒布等をした者は、7年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。
- 3 営利を目的に撮影対象者の意思に反して「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号の情報通信網（以下「情報通信網」という）を利用して第2項の罪を犯した者は、3年以上の有期懲役に処する。
- 4 第1項又は第2項の撮影物又は複製物を所持・購入・貯蔵又は視聴した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。
- 5 常習として第1項から第3項までの罪を犯したときは、その罪に定める刑の2分の1まで加重する。

第14条の2（虚偽の映像物等の頒布等）

- 1 頒布等をする目的で人の顔・身体又は音声を対象とした撮影物・映像物又は音声物（以下この条において「映像物等」という）を映像物等の対象者の意思に反して性的欲望又は羞恥心を誘発することができる形態に編集・合成又は加工（以下この条において「編集等」という）した者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

- 2 第1項による編集物・合成物・加工物（以下この項において「編集物等」という。）又は複製物（複製物の複製物を含む。以下この項において同じ。）の頒布等をした者又は第1項の編集等をするとき、映像物等の対象者の意思に反しない場合においても、事後にその編集物等又は複製物を映像物等の対象者の意思に反して頒布等をした者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。
- 3 営利を目的として映像物等の対象者の意思に反して情報通信網を利用して第2項の罪を犯した者は、7年以下の懲役に処する。
- 4 常習として第1項から第3項までの罪を犯したときは、その罪に定める刑の2分の1まで加重する。

第14条の3（撮影物等を利用した脅迫・強要）

- 1 性的欲望又は羞恥心を誘発しうる撮影物又は複製物（複製物の複製物を含む）を用いて人を脅迫した者は、1年以上の有期懲役に処する。
- 2 第1項の規定による脅迫によって人の権利の行使を妨害し、又は義務のないことをさせた者は、3年以上の有期懲役に処する。
- 3 常習として第1項及び第2項の罪を犯した場合には、その罪に定められた刑の2分の1まで加重する。

第15条（未遂犯）

第3条から第9条まで、第14条、第14条の2及び第14条の3の未遂犯は処罰する。

刑事法

第5章 性的犯罪，公徳及び風紀紊乱行為 性的犯罪

（窃視）

第162条

次に掲げる場合において，プライバシーについて合理的期待を抱かせる状況下にある者をひそかに観察し（機械的又は電子的手段によるものを含む。），又は録画したあらゆる者には，犯罪が成立する。

対象とされた者が，全裸になり，性器，肛門若しくは胸部を露出し，又はあからさまな性的行為に及ぶことが合理的に予期される場所にいる場合

対象とされた者が，全裸になり，性的，肛門若しくは胸部を露出し，又はあからさまな性的行為を行っている場合であって，その者がそのような状態であること又はそのような行為に及んでいることを観察又は録画する目的で，観察又は録画が行われた場合，又は

観察又は録画が性的目的で行われた場合

（録画の定義）

本条において，「録画」には，あらゆる手段で行われる写真撮影，フィルム撮影，ビデオ撮影を含む。

（例外）

第1項(a)及び同項(b)は，第487.01条に基づき発付された令状の権限に基づいて，それらの項に規定する活動に従事する警察官には適用されない。

（窃視的な録画物の印刷，公表等）

第1項に定める犯罪の実行によって得られた記録であると知りながら，これを印刷し，複製し，公表し，頒布し，流通させ，販売し，広報し，若しくは利用可能な状態にし，又は印刷し，複製し，公表し，頒布し，流通させ，販売し，広報し，若しくは利用可能な状態にする目的で当該録画物を所持した者には，犯罪が成立する。

（刑罰）

第1項又は第4項に定める犯罪を犯した者は

正式起訴犯罪とし，5年以下の拘禁刑に処し，又は

略式起訴犯罪とする。

(抗弁)

何人も、犯罪を構成すると主張される行為が、公共の利益に寄与するものであり、かつ、公共の利益への寄与を超えない場合には、本条に基づく犯罪により有罪とされない。

(法律問題，動機)

第6項において

その行為が公共の利益に寄与するかどうかや、その行為が公共の利益への寄与を超えることの証拠が存在するかどうかは法律問題だが、その行為が公共の利益への寄与を超え又は超えないかどうかは事実の問題である。

行為者の動機は無関係である。

(私的画像を同意なく公表する行為等)

第162.1条

被写体とされている者が同意していないことを知りながら、又は同人が同意したかどうかについて無思慮に、私的画像を刊行し、公表し、移転し、販売し、利用可能な状態にし、又は広報した者については、犯罪が成立し

正式起訴犯罪とし、5年以下の拘禁刑に処し、又は略式起訴犯罪とする。

(私的画像の定義)

本条において、「私的画像」とは、写真撮影、フィルム撮影、ビデオ撮影を含むあらゆる手段で作成された人の録画物であり

その者が、全裸になり、性器、肛門若しくは胸部を露出し、又はあからさまな性的行為に及んでおり

録画行為の時点において、プライバシーについて合理的期待を生じさせる状況下
にあり、かつ

犯罪行為の時点において、被写体とされた人物が、プライバシーに対する合理的期待を有している場合

をいう。

(抗弁)

何人も、起訴の対象を構成する行為が、公共の利益に寄与するものであり、かつ、公共の利益への寄与を超えない場合には、本条に基づく犯罪により有罪とされない。

(法律問題，動機)

第3項において

その行為が公共の利益に寄与するかどうかや，その行為が公共の利益への寄与を超えることの証拠が存在するかどうかは法律問題だが，その行為が公共の利益への寄与を超え又は超えないかどうかは事実の問題である。

行為者の動機は無関係である。